



未 は、十二支の8番目、月では旧暦の6月にあたります。方角では南南西、時刻は午後1時から午後3時までが未刻となります。動物では羊が当てられています。

羊の姿を表した象形文字である「羊」と「大」からなる「美」は「大きい羊を表しています。大きい羊は美しく、その肉の味がよいことから「美しい」の意もあります。また、日本人にはおなじみの菓子「羊羹」は「羊の羹」と書き、もともと中国でつくられていた羊のスー

美しくめでたい羊

ブが羊羹の語源です。日本に伝わった平安時代は、肉食がタブーだったため、小豆等で代用し、鎌倉時代になって茶菓に変化したのが、現在の羊羹の原型です。

おとなしく、群れをなして生活する羊は、家族がいつまでも平和に暮らす象徴とされます。中国では、羊は「祥（さいわい、めでたいの意）」に通じるとして、縁起がよい吉祥動物のひとつに数えられ、未年は平和な年になるといわれています。家族仲よく幸せな1年になりますように。

また、愛知県名古屋には、羊の石像や手水舎がある「羊神社」があります。ここには、羊太夫が朝廷に出仕する際に立ち寄っていた屋敷があったといわれています。羊太夫はこの地の人が安心して暮らせるように、火の神様「火防の神」を祀ったとか。そこから、この地はかつて「火辻村」と呼ばれていましたが、のちに「火」がとれ、現在の地名は辻町となっています。

羊 が日本に初めて渡来した記述があるのは『日本書紀』です。推古7(599)年の秋に百済国から「駱駝一疋、驢(ろば)一疋、羊二頭、白雉(きじ)一隻」が贈られてきたと記されています。その後も新羅や中国から羊が渡来し、それらは珍獣としてもてはやされました。食用としては、徳川五代將軍・綱吉の時代に南蛮船によって渡来したといわれますが、普及せず、明治時代に入ってから羊の飼育が行われるよ

日本の羊、世界の羊

うになりました。

しかし、羊は海外での家畜としての歴史は古く、約1万年前に西アジアで家畜化されたと考えられています。おとなしい性質や群れて生活する習性などが家畜に適しており、世界各地で放牧飼育されて、肉や乳は食用に、長くしなやかな羊毛は織物などに利用されてきました。キリスト教における羊肉は、牛肉や豚肉より重要視され、イースター(復活祭)では羊を食べることが習わしです。肉そのものを食べるだけでなく、羊の形をしたケーキが売られたり、羊の形の型を使って自分で焼いたりします。



羊太夫伝説と羊神社

群 馬県高崎市(旧多野郡)吉井町に、地元の人に「ひつじさま」と呼ばれる石碑「多胡碑」があります。碑には「羊」の文字が刻まれ、この地に伝わる「羊太夫伝説」に由来するとも伝えられています。

—— 未の日の未の刻に生まれた羊太夫は、成長すると郡司を命じられ、大和の国(現在の奈良県)にある朝廷まで出仕していました。小腰という名の家来を連れて出仕すると、馬が矢のように速く走り、おかげで毎日のように往復できました。ある日、羊太夫は小腰の昼寝中に、彼の脇に羽が生えているのを見つけ、思わず抜いてしまいました。それからというもの馬は速く走れなくなり、朝廷にも頻繁に出仕できず、やがて天皇の怒りを買って討伐されてしまいました。

また、愛知県名古屋には、羊の石像や手水舎がある「羊神社」があります。

新年のご挨拶



豊田通商健康保険組合
理事長 永井 康裕

新年あけましておめでとうございます。

被保険者ならびにご家族のみなさまにおかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また日頃より当健康保険組合の事業運営につきまして多大なご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、3月に「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」が一部改正され、国民の健康寿命の延伸の一環として、すべての健保組合に対し平成27年度からデータヘルス計画の実施が定められました。データヘルス計画とは、医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)データや特定健診・保健指導データの情報を活用・分析し、より効果的な保健事業を展開していくものです。現在、当健康保険組合ではその実施に向けた準備を行っているところです。

また、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)と「日本再興戦略改訂2014」には、社会保障改革の分野についてさまざまな方針、提言が盛り込まれました。基本的な考え方として「聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく必要がある」ことが示され、健保組合等の保険者に対して給付の効率化・適正化、保険者機能の強化や疾病予防・健康管理への取り組み強化が求められており、新たに個人や保険者に対する健康・予防インセンティブの付与等の検討もなされています。

このように健保組合を取り巻く環境は大きく変化しようとしています。健保財政は依然として厳しい状況にあります。健康保険組合連合会が発表した「平成25年度健保組合決算見込の概要」によると、全国1,419組合の経常収支差引額は1,162億円の赤字となり、高齢者医療制度等へ拠出した額は制度創設以降6年間で17.4兆円にも及んでいます。この納付金の負担が健保組合の財政悪化の最大の要因であり、平成27年度には団塊世代全員が前期高齢者に移行することから、高齢者医療制度への納付金は今後より一層重くなることは明かです。

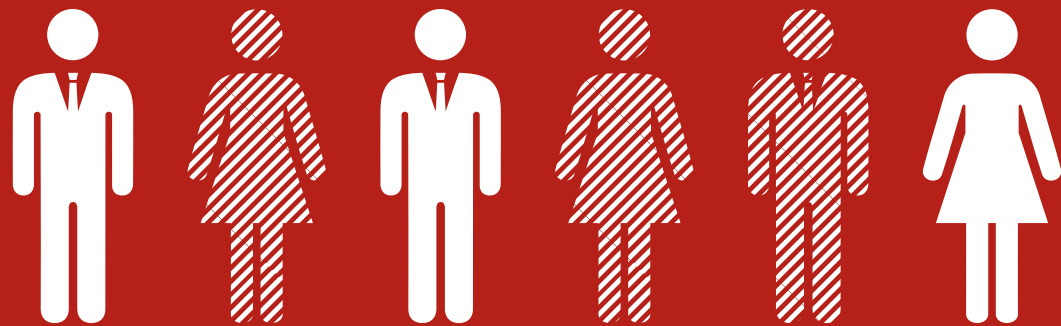
こうした厳しい財政状況の中にあって、健保組合の重要な使命は、みなさまとご家族の健康づくりを積極的に推進していくことにあります。健診をはじめとする保健事業を中心にみなさまの健康寿命の延伸を図りながら、医療費の伸びを抑制することが健保組合の存在意義であると考えます。みなさまにおかれましても、日々の健康づくりと適正受診、ジェネリック医薬品使用による医療費の低減などにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。お祈り申し上げます。

結びに、この一年がみなさまにとって実り多き年となりますようお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



事実。

日本では、
「2人に1人」が
がんになります。



人間ドックを定期的に受けましょう。

人間ドックなら、がんの早期発見のほか、多くの重大疾患の発見に有効です。

豊田通商健康保険組合

TEL:052-584-5053 <http://toyotsu.or.jp/kenpo/>

豊田通商健康保険組合 検索

2015年
1月から

高額療養費の 自己負担限度額が変わりました

医療費の自己負担には限度額があり、それを超えた額は「高額療養費」として支給されます。
これまでこの限度額は、「上位所得者」「一般所得者」「低所得者」の3区分に分けて
計算されていましたが、2015年1月からは、より細かく区分して計算されるようになりました。



2014年12月まで

70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% ※4ヵ月目からは83,400円
一般所得者 上位所得者・ 低所得者以外	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※4ヵ月目からは44,400円
低所得者 住民税非課税	35,400円 ※4ヵ月目からは24,600円

2015年1月から

70歳未満	月単位の自己負担限度額
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※4ヵ月目からは140,100円
標準報酬月額 53万～79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※4ヵ月目からは93,000円
標準報酬月額 28万～50万円	変更なし
標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※4ヵ月目からは44,400円
低所得者 住民税非課税	変更なし

※差額ベッド代・食事代・保険外の負担分は対象となりません。※70歳以上の方の負担に変更はありません。

※上記はすべて法定給付による自己負担限度額です。

当健保組合では、さらに付加給付制度があり、所得額にかかわらず1ヵ月1医療機関当たり約2万円の自己負担額ですむようになっています。

医療費が高額になりそうなときは

「限度額適用認定証」をご利用ください

入院などで医療費が高額になりそうな場合は、事前に健保組合に「限度額適用認定証」
(以下「認定証」という)の発行を申請してください。
この認定証を使うと、1ヵ月の窓口負担額が自己負担限度額までですむようになります。

例

1ヵ月の総医療費 1,000,000円、
標準報酬月額 320,000円、窓口負担 3割の場合

自己負担限度額 80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

高額療養費 300,000円 - 87,430円 = 212,570円

「認定証」を使った場合 医療機関の窓口で 87,430円を支払う

「認定証」を使わない場合 医療機関の窓口で 300,000円を支払う
後日、健保組合から 212,570円の払い戻しを受ける



認定証を使っても
使わなくても、最終
的な自己負担額は
同じです。

※上述のとおり、当健保組合員一人当たりの最高自己負担医療費は1ヵ月1医療機関当たり
約2万円であり、87,430円との差額も給与振込口座に自動的に払い戻しが行われます。